

労働契約内容による年間収入の判定について

従来どおりの 取扱い

給与明細書等により時間外労働等の見込みを含めた
今後 1 年間の収入見込みにより年間収入を判定

(※) 給与収入以外の収入がある場合や、労働契約の内容が分かる書類がない場合は、
従来どおりの取扱いにより年間収入を判定。



今回新たに導入

労働契約内容 による年間収入 の判定

就業調整対策の観点から、
労働契約で定められた賃金 (※)
から今後 1 年間の収入見込みにより年間収入を判定

(※) 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（臨時収入）は年間収入に含まない。

労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入

Q2 労働契約で定められた賃金（注1）から見込まれる年間収入が130万円未満（注2）であるとは、具体的にどのような場合か。

A 労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類（以下、「通知書等」という。）において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込額が130万円未満（注2）である場合を想定しています。

そのため、臨時収入は年間収入の見込額には含まないこととなります。

【年間収入計算の基本形】

○時給（x） × 労働時間/日（y） × 年間日数（z） + α = 年間収入（xyz + α）

→通知書等における、年間収入（xyz + α）の見込額が130万円未満（※）かどうかにより判定。

（※）「+α」は交通費などの諸手当

（※）認定対象者が60歳以上の者である場合又は概ね厚労年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合にあっては、180万円。認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が、19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円。

【臨時収入】

○臨時収入 = 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等

例) ・残業あり・残業時給x'円（将来の残業時間は見込み難い）

・賞与あり（賞与支給額は見込み難い） 等

※年間賞与額の明確な規定（条件なく10万円が支給される等）がある場合は見込む

労働契約内容により年間収入が判定できない場合

Q2-2 労働契約内容により年間収入が判定できない場合（例えば、「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が1年に満たない場合等）にはどのように年間収入を判定すべきか。

A 労働契約内容による年間収入の判定ができないため、従来どおり給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

【年間収入計算の基本形】（再掲）

$$\text{○時給 (x)} \times \text{労働時間/日 (y)} \times \text{年間日数 (z)} + \alpha = \text{年間収入 (xyz + \alpha)}$$

【労働契約内容により年間収入が判定できない場合】

- 例）・「シフト制による」...労働時間/日（y）や年間日数（z）が見込めない。
- ・「契約期間が1年に満たない場合」...年間日数（z）が見込めない。
 - ・「通知書等に記載の内容に幅がある場合（●～●時間、●時間以内、●時間程度等）」...労働時間/日（y）や年間日数（z）等が見込めない。
 - ・「交通費あり、交通費1日●円程度、交通費1日●円まで」... + αが見込めない。

複数事業所で勤務している場合の年間収入の判定方法

Q 2 - 3 認定対象者が複数事業所で勤務していた場合、各事業所の通知書等の提出を求める必要があるか。また、どのように年間収入を判定するのか。

A 認定対象者が複数の事業所において勤務している場合には、当該各事業所に係る通知書等の提出を求めて下さい。その上で、各事業所の通知書等に記載された情報に基づき、本通知による取扱いに従い年間収入の見込額を個別に算定し、これらを合算して年間収入を判定して下さい。ただし、提出された通知書等のいずれかにおいて労働契約内容による年間収入を算定できない場合（一部の事業所の通知書等しか提出がない場合も含む）は、従来どおり給与明細書、課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

【複数の事業所において勤務している場合】

例) A社とB社でアルバイトをしている場合

< A社 >

$$\text{○時給 (x}^A\text{)} \times \text{労働時間/日 (y}^A\text{)} \times \text{年間日数 (z}^A\text{)} + \alpha^A = \text{年間収入 (x}^A\text{y}^A\text{z}^A + \alpha^A\text{)}$$

< B社 >

$$\text{○時給 (x}^B\text{)} \times \text{労働時間/日 (y}^B\text{)} \times \text{年間日数 (z}^B\text{)} + \alpha^B = \text{年間収入 (x}^B\text{y}^B\text{z}^B + \alpha^B\text{)}$$

→ A社とB社の年間収入の合計額（ $(x^A y^A z^A + \alpha^A) + (x^B y^B z^B + \alpha^B)$ ）により年間収入を判定する。